

美浦村立安中小学校いじめ防止基本方針

(令和6年5月改訂)

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」（**いじめ防止対策推進法（以下、法という。）**第2条第1項）をいう。
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

2 いじめの防止のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

こうした悲しむべき事態から安中小の児童を守るには、児童を取り巻く大人一人一人が、「いじめは許されない」「いじめは犯罪である」「いじめは根絶できる」との強い意識を持ち、児童一人一人と丁寧に向き合う必要がある。

文部科学省「いじめ対策Q & A」では、いじめの原因として、「**不満やストレスのはけ口**」があげられている。何らかの**不満やストレスを抱えている児童は、「自分を大切に思ってもらえていない」、「誰かに認めてもらいたい」という傾向が強い。また、不満やストレスへの耐性がなく、我慢が苦手な児童も見られる。**

したがって、本校では、全ての児童がいじめは許されない行為であることを認識し、いじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、**感情をうまくコントロールすることや、不満やストレスを上手に言葉にして周りに助けを求めることなどの自己指導力を児童に育むことを通して、いじめを根絶していく。**

(2) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」を**遵守し徹底する。**

(3) 教職員の認識すべき事項

ア いじめはどの**児童**にも起こりうる、またいじめはどの**児童**も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。

イ 何が**いじめ**なのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員が**いじめ**とは何かについて常に意識する。

ウ 児童が主体的に参加し自己肯定感を醸成できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを通して、いじめの未然防止に努める。

エ いじめの早期発見のために、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害児童には毅然とした態度で指導をする。

カ いじめは根絶できる、という信念のもと、全ての教育活動を通して社会力をはぐくむよう努める。

キ 児童の権利に関する条約の4つの原則

①**児童に対するいかなる差別もしないこと**

②**児童にとって最もよいことを第一に考えること**

③**児童の命や生存、発達成長が保障されること**

④**児童は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること**

を理解し、リーガルナレッジ（法知識）に基づいた適切な対応を行う。

ク 生徒指導実施上の視点（改訂 生徒指導提要より）

- 自己存在感の感受
児童生徒が実感することが大切。自己肯定感や自己有用感を育むことも重要。
- 共感的な人間関係の育成
支持的で創造的な学級づくりが生徒指導の土台。
- 自己決定の場の提供

- 自ら考え、選択し、決定する、発表する、制作するなど、体験が何より重要。
- 安全・安心な風土の醸成
個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れる風土を、教職員の支援の下で児童生徒が自らつくり上げるようにする。

ケ 生徒指導の構造（2軸3類4層）（改訂生徒指導提要より）

2軸 時間軸	即応的継続的（リアクティブ） 生徒指導 早期発見・対応 直す指導	常態的先行的（プロアクティブ） 生徒指導 未然防止 育てる指導		
3類 課題性の 高低	困難課題対応的 生徒指導 高	← 課題予防的 生徒指導	→	発達支持的 生徒指導 低
対象	特定の児童生徒	一部の児童生徒	全ての児童生徒	
4層 指導の 段階	第4層 困難課題対応的 生徒指導	第3層 課題早期発見対応 課題予防的生徒指導	第2層 課題未然防止教育 課題予防的生徒指導	第1層 発達支持的生徒指導
	関係機関との連携・協働による生徒指導抱え込まない！	「アンテナ高く早期発見」、「日をまたがない早期対応」を徹底した生徒指導	問題発生未然防止をねらいとした、SSTなどの意図的・組織的・系統的な教育活動	全教育活動あたりまえを(A)ばかにしないで(B)ちゃんとやる(C)※「あたりまえ」の共通理解をはかる

コ 「絆づくり」と「居場所づくり」（生徒指導リーフより）

- 絆づくり
主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと→児童生徒自身で進める（教職員は黒子の役割）
- 居場所づくり
児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすこと→教職員が「場づくり」を進めること（児童生徒はそれを享受する存在）

（4）目 標

いじめの防止等の取組については、以下の3つの取組を徹底することを本校の取組目標とする。

- ア いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～
- イ いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～
- ウ いじめの早期対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

3 「安中小学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）として「安中小学校いじめ防止対策会議」を設置する。

- （1）会議は次の者で構成する。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者。
- （2）上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
- （3）校長は会議を代表する。

（4）この組織は以下の役割を担うものとする。

- ア 「学校の基本方針」に基づく取組および年間計画の作成、実行、検証及び修正
- イ タブレット端末を活用した毎朝の心身の健康観察等、児童および保護者からのいじめ相談や連絡を受け付ける体制の整備
- ウ いじめの兆候があった場合や相談があった場合の、迅速な「臨時会」開催による情報共有と関係児童への事実関係の聴取、いじめであるかどうかの判断

エ いじめが発生した場合の、いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定
オ 「学校の基本方針」に基づく、いじめ防止の取組のPDCAサイクルによる改善
カ 重大事態が発生時の速やかな対応（調査委員会の設置、関連部門との連携）

※ いじめの重大事態とは

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

【生命心身財産重大事態の例示】

「児童・生徒が自殺を企図した場合」

・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

「心身に重大な被害を負った場合」

・ リストカットなどの自傷行為を行った。

・ 暴行を受け、骨折をした。

・ 投げ飛ばされ脳しんとうとなった。

・ 殴られて歯が折れた。

・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

・ 心的外傷ストレス障害と診断された。

・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

・ わいせつな動画や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

「金品を要求されたり奪われたりした場合」

・ 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。

「いじめによって転学を余儀なくされた場合」

・ 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）、当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

【不登校重大事態の例示】

「いじめにより転学を余儀なくされた場合」

・ いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが、被害児童生徒の欠席が継続又は継続的に続いている。

・ 一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申し立てがあった。

カ 児童及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

キ 地域のいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合、速やかに対応する。

(5) 会議は校長が招集する。

(6) 会議は次の場合臨時に招集する。

週1回、生徒指導に関する情報を共有する職員集会を実施する。この場でいじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度、臨時の「いじめ防止対策会議」を招集し、対応の方向性を検討する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

4 いじめの防止及び根絶に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会力を育む。

ア 授業および学級・学年経営

孤にならない（自分）、孤にしない（仲間）、孤をつくらない（担任）学級経営の充実を図る。そのために、授業および学級・学年経営においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、社会力を高めるとともに、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か自分考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ア) 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感（「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値のあるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

(イ) 話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫することによって、児童同士の絆を深め、かつ社会力を育む。

また、児童が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級をつくり出す。

(ウ) ソーシャルスキルトレーニングやQUテストなどを実施し、好ましい人間関係の構築を目指す。

(エ) **校内研修を通して特別支援教育への理解を深め、児童が互いに個性や多様性を認め合い、全ての児童にとって学級が安心できる居場所となることを目指す。**

イ 児童会活動、学校行事

児童会活動、学校行事などの諸活動を通して、全ての児童が活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められている体験をもつことによって社会力を高め、併せて、自己有用感を高める。

また、ボランティア活動等、大人を含めた多様な他者との協同体験を経験させることで社会力を高め、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、児童の規範意識や道徳心を育む。

ウ 教育相談と個別面談

日頃から児童と接する機会を多くし、教職員に対する児童の信頼感を高め相談しやすい関係を構築する。また、発達段階に応じて個別面談の機会を設定する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用することにより、教育相談体制を整える。

エ 児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いの認め合い、支え合う主体的な活動を支援する。

オ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめが多発している現状を踏まえ、必要に応じて外部講師等を活用し、情報モラルに関する指導を行う。特に、児童がインターネットの使用について、自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

※（１）の内容を基に、よりプロアクティブ型（常態的、先行的）生徒指導を実践し、生徒指導の諸課題の未然防止に努める。

（２）早期発見

教職員は、いじめはどの**児童**にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、**児童**の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童に個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を年に４回行い、いじめの早期発見と抑止に役立つとともに、いじめ防止に関する日頃の取組を検証する。

イ 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることにより、保護者が学校に気軽に相談できる関係づくりに努める。

ウ 相談窓口の周知

いじめのみならず、様々な相談がある場合、保健室や教育相談センターでの相談のほか、電話やメール、1人1台端末による相談窓口など、複数の相談窓口があることを児童及び保護者へ周知する。

エ 欠席理由の確認

連続して2日を越えて欠席し、**その欠席理由に不明瞭な点がある場合は、その他の理由がないかの確認をする。**

・確認方法 → 家庭訪問により直接確認をする。

(3) 早期対応と再発防止

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童の安全を確保するとともに、保護者に速やかに連絡を取り、状況を説明し、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、学校と家庭が協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実と対応を村教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込みを行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板などのURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるにあたり、必要に応じて警察や法務局などの協力を求める。

オ 重大事態の調査と報告

いじめに関わる重大事態が発生した場合は、事実関係を把握すると同時に、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等について詳細かつ速やかに調査する。

調査結果については、国の方針にもとづき、教育委員会を通じて、村長へ報告する。

その調査結果を踏まえ、村長が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※(2)、(3)の内容を基に、リアクティブ型(即応的、継続的)生徒指導を実践し、より初期の段階で諸課題を発見し、対応する。

5 関係諸機関との連携

いじめの防止や根絶は学校の教職員の努力だけでは実現できないという前提のもと、必要に応じて、保護者はもちろん、地域住民や警察、児童相談所等の関係機関と連携し、協力してことにあたることにする。

(1) 保護者

児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。なお、いじめが発生した場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者と密接に連絡を取り、

適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員・青少年相談員等、地域住民と連絡を取り合う。いじめが発生した場合は、必要に応じて、これらの地域住民の協力を得ながら対応を行う。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解決することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関と連携を図る。なお、いじめの発生を認知した時点でいじめられている児童の生命または身体の安全がおびやかされているような場合は、直ちに警察に連絡し、連携して対応を行う。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者と児童が在籍する学校および教育委員会が連携して対応を行う。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校が連携して対応を行う。また、村教育委員会を通して当該市町村教育委員会と連携を図る。

※上記を基に、児童一人一人への最適な指導・支援が行えるように、生徒指導、教育相談、特別支援など、さまざまな視点から情報を共有し、支援体制を構築する。

6 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止および根絶のため、学校内における教職員の研修の充実を図り、次のような認識を深める。

(1) 実践的研修や事例研究を通していじめ根絶のための指導やいじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) いじめが発生した場合、教職員が1人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、最新のインターネット環境に対する研修を行い、情報モラルへの理解を深める。

7 重大事態が発生した場合の対応について

本校では、ここで述べたような考え方に立ち、着実な取組や適切な指導を行うことによっていじめの全くない学校にしていく努力を重ねていくが、このような努力を続けたとしても、いじめが皆無になると言い切ることはできない。また、自殺などいじめに起因する重大事態が起こりうるという可能性を排除することはできない。

そこで、万一の重大事態を想定し、法や国の方針を参考に、その際の対応を予め次のように定める。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、村教育委員会を通じて村長に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しつ

かりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、村教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 村長への報告

上記調査結果については、村教育委員会を通じて、村長に報告する。

(7) 継続的な支援と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援などを行う。

加害児童に対しては、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

また、当該事態の事実に向き合い対応することによって、他の児童においても同種の事態の発生を防止する。